

部分公開決定通知書

第869号

平成26年 9月 16日

日本共産党茨木市会議員団
畠中 剛 様

大阪府安威川ダム建設事務所長

下村 良希



平成26年9月2日付けであった行政文書の公開請求については、大阪府情報公開条例第13条第1項の規定により、次のとおりその一部を公開することと決定したので通知します。

| | |
|-------------------------|--|
| 行政文書公開請求書に記載された行政文書の名称等 | 茨木市大字生保92-3及び92-1、92-2、93、94、95番及び1203番の各一部における土壤汚染にかかわって府が保有する文書すべて |
| 一部を公開することと決定した行政文書の名称 | <ul style="list-style-type: none"> ① 用地買収にかかる土壤汚染の対応について ② 平成17年度 土地台帳 ③ 土壤汚染対策法第14条申請書とその参考資料一式 ④ 安威川ダム ダム建設工事の金入り積算書 |
| 公開しないことと決定した部分 | 上記のうち個人情報が含まれる部分 |
| 公開しない理由 | <p>○ 大阪府情報公開条例第9条第1号に該当する。</p> <p>本件行政文書（非公開部分）には、受注会社の担当技術者個人の氏名、電話番号及び印影が記載されており、これらは個人のプライバシーに関する情報であって、一般的に他人に知られたくないと思むことが正当であると認められるため。</p> |
| 公開の実施方法 | 写しの交付 |
| 公開の実施場所 | 担当室・課：安威川ダム建設事務所 建設課 企画グループ |
| 公開を実施する日時 | 別途調整します |
| 費用見積額 | CD-R 一枚 100円×1枚=100円 |
| 担当所属 | 安威川ダム建設事務所 072-626-6044 |
| 備考 | |

受付番号第 742号

部分公開決定通知書

第1022号

平成26年10月14日

日本共産党茨木市会議員団

畠中 剛 様

大阪府安威川ダム建設事務所長



平成26年9月29日付けであった行政文書の公開請求については、大阪府情報公開条例第13条第1項の規定により、次のとおりその一部を公開することと決定したので通知します。

| | |
|-------------------------|---|
| 行政文書公開請求書に記載された行政文書の名称等 | ① 大阪府茨木市大字生保92-1、92-2、92-3、93、94、95、1094、1203、56、150-2、1102-2に関する大阪府の「公共用地取得に伴う損失補償基準」による補償の種別、数量、金額 ② 安威川ダム本工事費環境対策工事費446,567,464円の金入り設計内訳書 |
| 一部を公開することと決定した行政文書の名称 | ①・補償費の評価決定額について(通知) 平成18年3月15日付け ・損失補償金算定調書(細則様式第7号) ② 安威川ダム本工事費環境対策工事に該当する金入り設計内訳書 |
| 公開しないことと決定した部分 | ①の文書のうち、地上物件移転補償費等が特定される情報 ②の金入り設計書(1式計上内の内訳書以降及び代価表・単価表)の ア 積算における条件 イ 共通仮設費(率分)、現場管理費、一般管理費の対象額及び率 ウ 内訳書及び代価表における数量、単価、金額 エ 代価表のうち任意仮設工種にかかる代価表 |
| 公開しない理由 | <p>大阪府情報公開条例第8条第1項第1号に該当する。 本件行政文書(非公開部分)には、地上物件移転補償費等が特定される情報が記載されており、これらを公にすることにより、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる。</p> <p>大阪府情報公開条例第8条第1項第4号に該当する。 本件行政文書(非公開部分)には、積算における条件等が記載されており、これらは府の機関が行う入札、契約の事務に関する情報であって、公にすることにより、当該もしくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる。</p> <p>大阪府情報公開条例第9条第1号に該当する。 本件行政文書(非公開部分)には、地上物件移転補償費等が特定される情報が記録されており、これらは特定の個人が識別される個人のプライバシーに関する情報であって、一般に他人に知られたくないと思むことが正当であると認められる。</p> |
| 公開の実施方法 | 写しの交付 |
| 公開の実施場所 | 担当室・課: 安威川ダム建設事務所 建設課 企画グループ |
| 公開を実施する日時 | 別途調整します |
| 費用見積額 | CD-R 1枚 40円 文書1枚あたり10円×28枚=280円 合計 320円 |
| 担当所属 | 安威川ダム建設事務所 072-626-6164 |
| 備考 | |

受付番号第 1022号

2014年11月18日

処分庁 大阪府知事松井一郎様

審査請求申立人 畑中 剛

連絡先電話 090-1248-0274

1. 審査請求申立人住所、氏名、年齢

住 所 茨木市中穂積二丁目3-3

氏 名 畑中剛

年 齢 45歳（1966年12月14日生）

2. 審査請求申し立てにかかる処分

処分庁の2014年10月14日付けの審査請求申立人に対する部分公開決定処分

3. 前項の処分があったことを知った年月日

2014年10月15日

4. 審査請求申し立ての趣旨

公開しないことと決定した部分の非公開決定処分を取り消すとの処分を求める

5. 審査請求申し立ての経過および理由

審査請求申立人は2014年9月29日付けで処分庁に対して、大阪府公文書公開等条例（以下、「本条例」という）第7条の規定に基づき、①大阪府茨木市大字生保92-1, 92-2, 92-3, 93, 94, 95, 1094, 1203, 56, 150-2, 1102-2に関する大阪府の「公共用地取得に伴う損失補償基準」による補償の種別、数量、金額（以下、本文書①といふ）②安威川ダム本工事費環境対策工事費446, 567, 464円の金入り設計内訳書（以下、本文書②といふ）の情報公開を請求した。しかし処分庁は2014年10月14日付けで、上記請求の公文書の一部非公開決定処分を行なった。このような非公開決定は以下の理由により、「本条例」の解釈、適用を誤ったものであり、非公開決定処分の取り消しのため、本審査請求申し立てを行なったものである。

5. -1 本件の事実経過

①本件に係わる下記の既情報公開文書で知り得たこと

1. 安威川ダム土地の履歴等調査業務委託検討書2005年7月、2. 汚染土壤撤去工事費総括情報2005年9月、3. 用地買収にかかる土壤汚染の対応について2005年11月、

4. 取得用地土地台帳 2006年3月、5. 安威川ダム本体工事費 費目・工種・施工名称など金入り内訳書、6. 安威川ダム土壤調査委託報告書（生保地区）2012年度3月、7. 土壤汚染対策法14条指定申請書と添付文書2014年3月

②大阪府営安威川ダム事業用地は大阪府が取得するための手続きを行っているがその用地は国交省名義で登記されている。

③問題の用地A敷地の位置はダム堤体予定地の一部に位置する。B敷地は堤体直下左岸斜面に位置するとされている。A敷地（8筆公簿面積4647m²—ただし水路敷1筆224m²を含む。内、2筆2611m²は産廃処理業者（N産業）所有、5筆1812m²は個人所有）とB敷地（3筆公簿面積2452m²個人所有）に分かれている。（地図参照）A敷地は過去に野焼き場として使用されていた形跡があり、その後焼却炉を設置し解体物の焼却を行っていたと思われる。B敷地は同じく生コンの製造を行っていたと思われる。もともとB敷地で借地して生コン製造業（安威川生コン？）を行っていたものを、1989年頃から2002年頃まで、A・B敷地とも産業廃棄物処理業者（N産業）が操業していたものと思われる。

④大阪府は該当用地（12筆公簿面積6875m²）を2006年3月31日付け契約で用地取得している。取得にあたって大阪府は2005年度に「安威川ダム土地の履歴等調査業務委託検討」（以下、「05年調査」という）を行い、土壤汚染状況を把握し国と協議の上、汚染土壤盛土工事費551万円を積算し、用地買収価格から2000円/m²を控除し52500円で取得したとしている。また2012年3月の「安威川ダム土壤調査委託（生保地区）」（以下、「12年度調査」という）6ページには「05年調査の後、現在当該地は表層1メートルの撤去を行い、撤去後の表層が基準値に適合していない区画はさらに50センチ撤去した後に良質土で50センチの覆土を実施した」との記述がある。ただし該当用地には焼却炉等施設が存在していたため、7割は契約時に支払い、残り3割は施設を産廃処理業者（N産業）が撤去した時点で支払うとされ、2009年3月に撤去したため残金を支払ったと大阪府は説明している。また用地取得時（2006年）に操業を廃止（2002年）していたが、施設設備は財産価値が滅失している状況にもかかわらず建物等の補償をしている。しかし一方、「12年度調査」の6ページには、「現地確認の結果、対象地には焼却炉があり、バッテリー、変圧器、さび止め塗料缶が見受けられた」との記述がある。2009年に施設設備はすべて撤去したので、残金を支払ったとの大阪府の説明と矛盾がある。現在当該地はブルーシートで覆っているが、現況には疑問が多い。

④ 2014年3月に大阪府は土壤汚染対策法第14条に基づく地域指定の申請を茨木市に行い、6月に茨木市は指定を行った。これはダム本体工事着工に当たって、「区画形質の変更」が伴うため、法律に従って申請を行ったものと思われる。そのため「12年調査」の6ページには「09年調査」では深度3.5メートルの調査であったが、今回は4メートル以深の調査を行ったところ7区画で重金属類が基準値を超過していた」との記述がある。したがって相当深部まで、汚染物質の埋め立てを行っていたと思われる。同じく「12年度調査」22ページには「基準値超過土量14927立方メートル廃棄物混入土砂の処理又は撤去が必要」としている。用地取得時に詳細な調査を行っていたら、今回のずさんな用地取得は避けられた。上記汚染土壤をダム本体工事の環境工事費の中で行おうとしている。

5. - 2 審査請求申し立ての理由とその詳細

よって、「本文書①」の非公開決定部分が『「本条例」第8条第1項第1号および第9条第1号に該当する』本文書②の非公開部分は本条例第8条第1項第4号に該当すると判断することは違法である。

一、大阪府安威川ダム建設事務所の部分公開決定通知書（以下、本決定通知書）という）では『「本文書①」の非公開部分は「本条例」第8条第1項第1号に該当し、さらに地上物件移転補償費等が特定される情報が記載されており、これらを公にすることにより当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる』『また本条例第9条第1号に該当する。同じく地上物件移転補償費等が特定される情報が記載されており、これらは特定の個人が識別される個人のプライバシーに関する情報であって、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる』とする。

しかしながら、公共事業の推進に当たっての、「公共用地取得に伴う損失補償基準」（昭和37年10月12日用地対策連絡会決定）（以下、「損失補償基準」という）第1条（目的）には「事業の円滑な遂行と損失の適正な補償の確保」が明記されている。また公共補償についてはの対象が個人であれ法人であれ、民民の補償と違って一定の情報が公開されることは一般的に受容している。しかも本件補償に当たっても土地取得に係わる補償額は公開されている。地上物件移転補償費等を非公開にするのは根拠がない。

二、大阪府安威川ダム建設事務所の部分公開決定通知書（以下、本決定通知書）という）では本件文書②の非公開部分は本条例第8条第1項第4号に該当する。『「本文書②」の非公開部分は積算における条件等が記載されており、これらは府の機関が行う入札、契約の事務に関する情報であって公にすることにより当該もしくは同種の事務の公正かつ適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる』とする。しかしながら、これも公共事業工事費の積算は公正かつ適正な額が求められる。しかも本件工事に係わる入札は終了し、工事に着手されており根拠はない。

以上

辻伸 審査会での口頭意見陳述を希望します。

諮詢通知書

用地第 2046 号
平成26年12月16日

畠中 剛 様

大阪府知事



平成26年10月14日付け第1022号で行った行政文書の公開決定等（別紙参照）に対する不服申立てについて、平成26年12月12日に大阪府情報公開審査会に諮詢したので、大阪府情報公開条例第21条の規定により通知します。

連絡先

担当課 都市整備部用地室

総務グループ 山野

T E L 06-6941-0351（内線）2990

別紙

| | |
|-----------------------------|--|
| 審査請求に係る公開決定等の対象となった行政文書の名称等 | <ul style="list-style-type: none"> 補償費の評価決定額について（通知）平成18年3月15日付け 損失補償金算定調書（細則様式第7号） |
| 審査請求に係る公開決定等の内容 | 部分公開決定 |
| 公開しない理由 | <ul style="list-style-type: none"> 大阪府情報公開条例第8条第1項第1号に該当する。 本件行政文書（非公開部分）には、地上物件移転補償費等が特定される情報が記載されており、これらを公にすることにより、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる。 大阪府情報公開条例第9条第1号に該当する。 本件行政文書（非公開部分）には、地上物件移転補償費等が特定される情報が記録されており、これらは特定の個人が識別される個人のプライバシーに関する情報であって、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる。 |
| 審査請求の趣旨 | <p>公開しない理由について大阪府は、「『本文書①』の非公開部分は「本条例」第8条第1項第1号に該当し、さらに地上物件移転補償費等が特定される情報が記載されており、これらを公にすることにより当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる』『また本条例第9条第1号に該当する。同じく地上物件移転補償費等が特定される情報が記載されており、これらは特定の個人が識別される個人のプライバシーに関する情報であって、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる』とする。</p> <p>しかしながら、公共事業の推進に当たっての、「公共用地取得に伴う損失補償基準」（昭和37年10月12日用地対策連絡会決定）第1条（目的）には「事業の円滑な遂行と損失の適正な補償の確保」が明記されている。また公共補償についてはその対象が個人であれ法人であれ、民民の補償と違って一定の情報が公開されることは一般的に受容している。しかも本件補償に当たっても土地取得に係わる補償額は公開されている。地上物件移転補償費等を非公開にするのは根拠がない。</p> |
| 審査請求があった日 | 平成26年11月19日 |
| 諮詢をした日 | 平成26年12月12日 |
| 担当室・課（所）等 | 都市整備部 用地室 総務グループ 電話 06-6941-0351（内線）2990 |
| 備考 | |

様式第14号（第8条関係）

諮詢通知書

事技第1668号

平成26年12月15日

畠中剛様

大阪府知事



平成26年10月14日付け第1022号で行った行政文書の公開決定等（別紙参照）に対する審査請求について、平成26年12月12日に大阪府情報公開審査会に諮詢したので、大阪府情報公開条例第21条の規定により通知します。

担当室・課（所）等

都市整備部 事業管理室

技術管理課 技術情報グループ

T E L 06-6944-6771（内線）2962

F A X 06-6944-6773

別紙

| | |
|-----------------------------|--|
| 審査請求に係る公開決定等の対象となった行政文書の名称等 | 安威川ダム本工事費環境対策工事費446, 567, 464円の金入り設計内訳書 |
| 審査請求に係る公開決定等の内容 | 安威川ダム本工事費環境対策工事に該当する金入り設計内訳書 (一式計上の内訳書以降及び代価表・単価表を除いた部分) |
| 公開しない理由 | <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府情報公開条例第8条第1項第4号に該当する。 <p>本件行政文書（非公開部分）には、積算における条件等が記載されており、これらは府の機関が行う入札、契約の事務に関する情報であって、公にすることにより、当該もしくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる。</p> <p>大阪府の入札では、現在、予定価格等を類推して応札することを防ぎ、適正な競争性や工事品質の確保、不良不適格業者の排除等を目的として、予定価格等の事後公表を実施しているが、この情報の公開は予定価格等の事後公表の趣旨と相反することとなり、入札の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼす恐れがあるため。</p> |
| 審査請求の趣旨 | <ul style="list-style-type: none"> ・公開しない理由について大阪府は、本件文書②の非公開部分は情報公開条例第8条第1項第4号に該当し、「本文書②の非公開部は積算における条件が記載されており、これらは府の機関が行う入札、契約の事務に関する情報であって公にすることにより当該もしくは同種の事務の公正かつ適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる」とする。しかしながら、これも公共事業工事費の積算は公正かつ適正な額が求められる。しかも本件工事に係る入札は終了し、工事に着手されており根拠はない。 |
| 審査請求があった日 | 平成26年11月19日 |
| 諮詢をした日 | 平成26年12月12日 |
| 担当室・課(所)等 | 都市整備部 事業管理室 技術管理課 技術情報グループ 電話 06-6944-6771 |
| 備考 | |

大公審第60号
平成27年1月16日

畠中剛様

大阪府情報公開審査会
会長 北村 和生



理由説明書（写し）の送付及び反論書の提出について（通知）

平成26年11月18日付けで提起された審査請求（対象：大阪府安威川ダム建設事務所長による平成26年10月14日付け第1022号による部分公開決定）に対する大阪府知事の理由説明書の写しを別添のとおり送付しますので、理由説明書に対する反論等の意見があるときは、下記により反論書を提出してください。

また、大阪府情報公開審査会における口頭による意見陳述の希望の有無及び審査会への出席の可否について、別紙様式に記入の上、ご提出ください。

記

- 1 提出部数 1部
(参考とすべき資料があるときは、適宜、添付してください。)
- 2 提出期限 • 別紙「口頭意見陳述申出書」：平成27年2月6日（金）
• 反論書 平成27年2月6日（金）
- 3 提出先 大阪府情報公開審査会事務局

〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目
大阪府府民文化部府政情報室情報公開課情報公開グループ

理 由 説 明 書

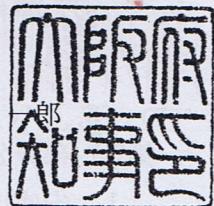
用地第 2115 号

平成 27 年 1 月 9 日

大阪府情報公開審査会

会長 北村 和生 様

大阪府知事 松井



審査請求人 畑中 剛（以下「審査請求人」という。）が、平成 26 年 11 月 18 日に提起した大阪府情報公開条例（以下「条例」という。）第 13 条第 1 項の規定による部分公開決定処分に係る審査請求について、次のとおり理由を説明します。

第 1 理由説明の趣旨

「実施機関の決定は妥当である。」との裁決を求める。

第 2 本件の経過

1 審査請求人は、平成 26 年 9 月 29 日、大阪府知事に対して、条例第 6 条の規定により、「大阪府茨木市大字生保 92-1、92-2、92-3、93、94、95、1094、1203、56、150-2、1102-2 に関する大阪府の「公共用地取得に伴う損失補償基準」による補償の種別、数量、金額」の公開請求（以下「本件請求①」という。）を行った。

2 大阪府安威川ダム建設事務所長（以下「安威川ダム所長」という。）は、本件請求①に対する行政文書として、「平成 18 年 3 月 15 日付け用地第 1953 号補償費の評価決定額について（通知）」及び「損失補償金算定調書」（以下「本件行政文書①」という。）を特定の上、条例第 13 条第 1 項の規定により、平成 26 年 10 月 14 日付け部分公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

公開しないことと決定した部分及び公開しない理由は次のとおりである。

(1) 公開しないことと決定した部分（以下「本件非公開部分」という。）

本件行政文書①のうち、地上物件移転補償費等が特定される情報

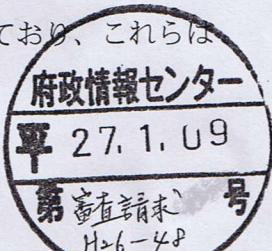
(2) 公開しない理由

ア 条例第 8 条第 1 項第 1 号に該当する。

本件行政文書①には、地上物件移転補償費等が特定される情報が記載されており、これらを公にすることにより、法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる。

イ 条例第 9 条第 1 号に該当する。

本件行政文書①には、地上物件移転補償費等が特定される情報が記載されており、これらは



特定の個人が識別される個人のプライバシーに関する情報であって、一般に他人に知られたくないと思むことが正当であると認められる。

3 審査請求人は、平成 26 年 11 月 18 日、本件処分を不服として、行政不服審査法第 5 条の規定により、本件処分を取り消し、本件行政文書①の全部公開を求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 部分公開とした理由

1 安威川ダム建設事業における用地事務について

（1）公共用地の取得に伴う損失補償基準について

一般に、公共事業を行うために土地を買収するときに、その買収する土地に事業に支障となる建物や工作物等がある場合は、それらを撤去するか別の場所へ移転することを所有者に対して求める。その際、起業者は補償金として、支障物件の撤去や移転に要する費用をはじめ、それに伴い通常生じる費用を支払うことになる。

この補償金の算定にあたっては、「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」（昭和 37 年 6 月 29 日閣議決定）（以下「要綱」という。）及び「公共用地の取得に伴う損失補償基準」（昭和 37 年 10 月 12 日用地対策連絡会決定）（以下「基準」という。）等に基づき行い、その考え方は、支障物件を移転させる際には、通常妥当と認められる移転先に、通常妥当と認められる移転方法によって移転するのに要する費用を補償するというものである。

また、補償費の評価決定額については、大阪府が作成している「都市整備部用地事務処理要綱」及び「同細則」に基づき決定するものである。

2 本件行政文書①について

（1）平成 18 年 3 月 15 日付け用地第 1953 号補償費の評価決定額について（通知）

安威川ダム建設事業に係る地上物件移転補償費及びその他の補償費の評価決定額を大阪府土木部（現都市整備部）用地室長から安威川ダム所長あて通知する文書であり、「決定額」が「物件の所在地」及び「補償対象者」ごとに表形式で記載されている。

このうち、本件処分においては、「補償対象者」の一部及び「決定額」を非公開とした。

（2）損失補償金算定調書

補償費の評価決定額の内訳等を記載した調書であり、「事業名」、「予算」、「調査番号」「物件の所在地」、「被補償者の住所及び氏名」、「居住者数」、「土地・建物の種別」、「構造・用途」、「建物敷地面積」、「建物延面積」、「建物対象面積」、「営業の有無と業種」、「仮住居所要面積」、「認定工法」、「家賃月額」、「更地価格」及び「補償項目」ごとの「種別」、「補償額」、「算定基礎」から成る。「補償項目」としては、「地上物件補償額」、「仮住居補償」、「借家人補償」、「動産移転料」、「仮施設補償」、「家賃減収補償」、「営業補償」、「移転雑費」、「その他」及び「合計」が記載されている。

このうち、本件処分においては、「建物種別」の一部、「建物敷地面積」、「建物延面積」、「建

物対象面積」、「補償項目」ごとの「補償額」、「合計金額」及び「動産移転料」における「台数」「回数」「動産容積」「車両動産移転費」を非公開とした。

3 本件処分の適法性について

(1) 条例第8条第1項第1号について

本条は、行政文書公開制度における適用除外事項について定めたものであり、行政文書の公開請求に対し、実施機関が公開しないことができる情報の範囲を規定している。

また、本号において、公開しないことができる文書については、法人その他の団体又は個人の事業に関する情報のうち、公にすることによりその競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるものとされている。

事業者の適正な活動は、社会の維持存続と発展のために尊重、保護されなければならないという見地から、社会通念に照らし、競争上の地位を害すると認められる情報その他事業者の正当な利益を害すると認められる情報は、営業の自由の保障、公正な競争秩序の維持等のため、公開しないことができるとするのが本号の趣旨である。

(2) 条例第8条第1項第1号に該当することについて

本件非公開部分のうち、同号に該当するとして非公開としたのは、以下のとおりである。

- ア 平成18年3月15日付け用地第1953号補償費の評価決定額について（通知）に記載された、補償対象者株式会社中村産業（以下「本件法人」という。）にかかる「決定額」
- イ 損失補償金算定調書に記載された「建物種別」の一部、「建物敷地面積」、「建物延面積」、「建物対象面積」、「補償項目」ごとの「補償額」、「合計金額」及び「動産移転料」における「台数」「回数」「動産容積」「車両動産移転費」

まず、本件非公開部分に記載されているこれらの情報については、安威川ダム建設事業により支障となった法人に対する地上物件移転補償に関する情報であるから、本号における「法人等に関する情報」に該当する。

次に、当該情報を公にすることにより、本件法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるかどうかについて検討を行う。

本号における「競争上の地位を害すると認められるもの」とは、生産技術上又は営業上のノウハウや取引上、金融上、経営上の秘密等を公開されることにより、公正な競争の原理を侵害すると認められるものをいう。また、「その他正当な利益を害すると認められるもの」とは、事業者に対する名誉侵害、社会的評価の低下となる情報及び公開により団体の自治に対する不当な干渉となる情報等で、必ずしも競争の概念でとらえられないものをいう。

一般に、地上物件が公共事業により支障となり移転補償の対象となったことは、外見上明らかであり、その移転補償費の算定は、要綱及び基準等に基づき客観的に行われるもので、公正性と公平性が求められる。

一方、具体的な補償金の算定は、被補償者の協力のもとに、対象となる建物等について詳細

に調査を行い、その結果をもとに行われるものであり、当該調査結果や算定根拠については、通常は公にされることのない内部情報が含まれる。また、建物については、通常不動産登記簿により公示されているものの、補償金の算定に必要となる建物内部の構造、使用資材、施工様、損耗の状況等までは、外部に明らかになっているとはいえないため、調査を行ったことにより判明するこれらの情報は、通常は公にされることのない内部情報といえる。

したがって、イの情報のうち、調査を行うことにより判明する情報である「建物敷地面積」、「建物延面積」、「建物対象面積」並びに「動産移転料」における「動産容積」及び「車両動産移転費」の補償対象物件に関する数量等に関する情報については、通常は公にされることのない内部情報であり、これらを公にすることは、法人の事業活動に対する不当な干渉となり、本件法人の正当な利益を害すると認められる。

また、これらの調査結果に基づき算定された「補償項目」ごとの「補償額」及び「合計金額」並びにアの情報についても、内部情報を根拠として算定されたものである以上、これらを公にすることは、法人の事業活動に対する不当な干渉となり、本件法人の正当な利益を害すると認められる。

さらに、本件法人に対する移転補償においては、事業所全体が移転対象となっており、本件法人に対して支払われる地上物件移転補償費等は、本件法人の資産の大半を占める可能性があると想定されることから、「補償項目」ごとの「補償額」及び「合計金額」並びにアの情報を公にすることは、本件法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる。

以上のことから、本件法人に係るア及びイの情報は、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」に該当するため、非公開とすることは妥当なものである。

(3) 条例第9条第1号について

本条は、第8条とともに、行政文書公開制度における適用除外事項について定めたものであり、本号は個人のプライバシー保護の観点から、個人のプライバシーに関する情報の公開禁止について定めたものである。

条例は、その前文で、大阪府の保有する情報は原則公開としつつ、併せて、個人のプライバシーに関する情報は最大限保護する旨を宣言している。また、第5条において、個人のプライバシーに関する情報をみだりに公にすることのないように最大限の配慮をしなければならない旨を規定している。

このような趣旨を受けて、個人のプライバシーに関する情報の公開禁止を定めたのが本号のであり、「個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報（事業を営む個人の当該情報に関する情報を除く）」であって、特定の個人が識別され得るものうち、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの」については、「公開してはならない情報」とし、公開することを禁止するという基本原則が明確に定められている。

このうち、「一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる」情報とは、

社会通念上、他人に知られることを望まないものをいい、「正当であると認められる」情報判断については、個人を取り巻く背景や情報そのものの性質等を十分に考慮した上で行う必要がある。

(4) 条例第9条第1号に該当することについて

本件非公開部分のうち、同号に該当するとして非公開としたのは、平成18年3月15日付け用地第1953号補償費の評価決定額について（通知）に記載された、個人の「氏名」及び「決定額」である。

地上物件移転補償費及びその他の補償費の補償対象者たる個人の「氏名」については、通常一般に公になっている情報から特定或いは類推できるものではないため、「個人のプライバシーに関する情報であって、特定の個人が識別され得るものうち、一般に他人に知られたくない」と望むことが正当であると認められる」情報である。

次に、「決定額」については、安威川ダム建設事業を推進していくことにより支障となる個人が所有する財産の移転等に係る費用であり、特定個人の財産及び所得が分かる情報である。したがって、「個人のプライバシーに関する情報のうち、特定の個人が識別され得る」情報であるといえる。また、これらの情報は、登記簿や地価の公示価格等、通常一般に公になっている情報から特定或いは類推できるものではなく、「一般に他人に知られたくない」と望むことが正当であると認められる」情報である。

以上のことから、個人の「氏名」及び「決定額」については、「個人のプライバシーに関する情報であって、特定の個人が識別され得るものうち、一般に他人に知られたくない」と望むことが正当であると認められるもの」に該当するため、非公開とすることは妥当なものである。

第4 審査請求人の主張について

審査請求人は、本件審査請求において、「公共補償については、その対象が個人であれ法人であれ、民民の補償と違って一定の情報が公開されることを一般的に受容している。しかも本件補償に当たっても土地取得に係わる補償額は公開されている。地上物件移転補償費等を非公開にするのは根拠がない。」旨の主張をしている。

公共事業であるため、補償内容等については公正性と公平性が求められるが、被補償者は自身の正当な利益を害さない限りにおいて、一定の情報が公開されることを受容しているものと解され、公共事業に関する情報であっても、当該情報が条例により保護される対象となることは条例の趣旨からも明らかである。

また、土地が買収された事実については、不動産登記簿により公示されており、買収価格については、要綱及び基準等に基づいて客観的に算定されたものである。この土地買収価格に影響を与える周辺環境等の諸要因は、一般に周知されている事項、或いは容易に調査可能な事項であることから、土地買収価格は、一般人であればおおよその見当をつけることができるものといえる。このことなどから、通常は、土地買収価格を非公開とすることに理由はなく、この点において地上物件移

転補償費等とは性質を異にするものである。したがって、情報公開の適否判断において、土地買収価格と地上物件移転補償費等とは区別して取り扱う必要があり、地上物件移転補償費等を非公開とした理由については、前記第3に記載のとおりである。

第5 結論

以上のとおり、本件処分は、条例の規定に基づき適正に行われたものであり、適法かつ妥当なものである。

理由説明書

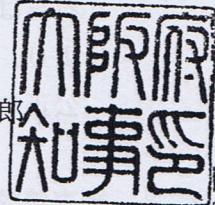
事技第1743号

平成27年1月9日

大阪府情報公開審査会

会長 北村 和生 様

大阪府知事 松井 一郎



審査請求人 畑中 剛（以下「審査請求人」という。）が、平成26年11月19日に提起した大阪府情報公開条例（以下「条例」という。）第13条第1項の規定による部分公開決定処分に係る審査請求について、次のとおり理由を説明します。

第1 理由説明の趣旨

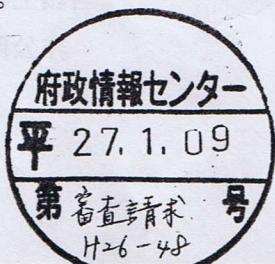
「実施機関の決定は妥当である。」との裁決を求める。

第2 本件の経過

1 審査請求人は、平成26年9月29日、大阪府知事（以下「実施機関」という。）に対して、条例第6条の規定により、② 安威川ダム本工事費の内の環境対策工事費446、567、464円の金入り設計内訳書（以下「本件請求②」という。）の公開請求を行った。

2 実施機関は、本件請求②に対する行政文書として、「工事名：平成25年度 安威川ダム 建設工事」の内の環境対策工事費446、567、464円の金入り設計内訳書（以下、「本件行政文書②」という。）を特定の上、平成26年10月14日、条例第13条第1項の規定により、部分公開決定（以下、「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

公開しないことと決定した部分及び公開しない理由は次のとおりである。



(1) 公開しないこととした部分

- ②の金入り設計書（1式計上の内訳書以降及び代価表・単価表）の
- ア 積算における条件
 - イ 共通仮設費（率分）、現場管理費、一般管理費の対象額及び率
 - ウ 内訳書及び代価表における数量、単価、金額
 - エ 代価表のうち任意仮設工種にかかる代価表

(2) 公開しない理由

条例第8条第1項第4号に該当する。

本件行政文書（非公開部分）には、積算における条件等が記載されており、これらは府の機関が行う入札、契約の事務に関する情報であって、公にすることにより、当該もしくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる。

- 3 審査請求人は平成26年11月19日、本件処分を不服として、行政不服審査法第6条の規定により、公開しないことと決定した部分の非公開決定処分を取り消すとの処分を求める審査請求（以下、「本件審査請求」という。）を行った。

第3 部分公開とした理由

1 公開しないこととした情報について

本件行政文書②は、「平成25年度 安威川ダム 建設工事」内の環境対策工事費の内訳であり、環境対策工に必要な価格の総額（予定価格算出の根拠となる設計金額）を計算した根拠資料である。またその内容は、設計金額が記載されている内訳書、代価表で構成されている。

本件行政文書②のうち、公開に一定の制限を加えたものとしては、代価表、内訳書の一部であり、代価表は、工事における個々の作業の単位当たりの金額を表し、内訳書は代価表をまとめたものであり、内訳書の中でも個々の単位当たりの金額を示している部分である。

工種毎の作業日数や仮設物の所要量等、本来、入札参加者各々が施工計画、工程を検討のうえ算定すべき要素は入札公告で交付する設計図書等においても公表していない。ここで言う、設計図書とは建設工事請負契約書第1条に定めるものであり、図面、仕様書、金額を記載しない設計書、補足説明書及び質問回答書を言い、入札公告時の交付書類のひとつである。

本件行政文書②の具体的な内容は、「平成25年度 安威川ダム 建設工事」内の環境対策を行う工事の内訳であり、環境対策に必要な労務費及び機械経費等を積上げ、当該工事に必要な価格を計算したものである。

非公開とした部分は各工種を構成する細別の単価（処分工であればその内訳となる

処分費、機械器具損料等の単価）及びさらに細別を構成する代価表（運搬工であれば機械運転工の日数、労務人数等とその単価）であり、これらは、「建設工事積算基準」（以下、「積算基準」と言う。）に基づき積算しており、この積算基準は大阪府府政情報センターにおいて公表しており、入札参加者はこれを用いることで積算可能である。また、積算基準に定められていない工種については、設計図書等の一部である特記仕様書において、当該工事で求める性能や規格を明記しており積算は可能である。

- 2 予定価格、最低制限価格、低入札価格調査基準価格及び失格基準価格について
予定価格とは、公共工事の発注者が競争入札を行う際に、その落札価格を決定するための基準となるものであり、仕様書、設計書等により積算して、作成するように定められている（予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）79条、地方自治法234条）。

公共工事において作成される予定価格は、競争入札に付される工事の仕様書、設計書等に基づき、各工種の細部まで厳密に積算された設計金額に基づき作成される。

予定価格の前提となる設計金額は、まず、契約の目的である公共工事の施工上必要な労働者、建設資材等の取引の実例価格、需給の状況、数量の多寡、履行の難易、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

また、「予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。」（予決令80条2項）と定められており、具体的な設計金額の算出は、工事に要する作業手間並びに作業日数を数値化したもの（歩掛り）に対応する職種の労務単価、材料費、機械損料等を乗じ、それに諸経費等を加えて行う。これらは、積算基準として一般に公表されており、これにより、入札参加者がある程度まで予定価格を類推できるようになっている。

最低制限価格とは、地方自治体が入札の実施にあたって設定することのできる落札額の下限値であり、最低制限価格を下回った応札者は失格となる（地方自治法施行令第167条の10第1項）。

低入札価格調査基準価格及び失格基準価格とは、地方自治法施行令第167条の10第1項の規定に基づき、工事又は製造その他についての請負の契約の入札において、あらかじめ設定した調査基準価格を下回る価格をもって入札した者があった場合、すぐに落札者を決定せず、低入札価格の調査を行ったうえで、当該契約の内容に適合した履行がなされるかどうかを決定する制度において、調査を行う基準価格を低入札価格調査基準価格と言い、失格を判定する価格を失格基準価格と言う。

大阪府の最低制限価格・低入札価格調査基準価格及び失格基準価格の設定方法は、予定価格の積算に対して一定の率を乗じて算出することとしており、その算出方法は一般に公開しているため、一般的な入札参加者であっても、最低制限価格、低入札価格調査基準価格及び失格基準価格も推定可能となっている。

3 予定価格等の事後公表について

大阪府では、平成13年度以降、事前公表（入札の実施を一般に周知する入札公告の時点で、あらかじめ予定価格、最低制限価格、低入札価格調査基準価格及び失格基準価格を公表すること。以下同じ）としていたが、大阪府の公共工事の発注量の減少に伴い、請負業者間の競争が激化し、入札に参加した請負業者の大半が最低制限価格、低入札価格調査基準価格又は失格基準価格（以下、「最低制限価格等」という。）と同額で応札する状況が常態化するようになった。

本来、入札においては、入札参加者は自社の有する人員・機材・材料・技術等とともに、受注した場合に必要と考える費用や利益を見込んだ実行予算を積算し、その上で応札価格を定めるべきものである。

しかし、最低制限価格等と同額で応札する業者の中には、まったく積算を行わず、単に公表されている最低制限価格等そのまま応札する業者もあり、このような業者が落札した場合には、契約の実施にあたって公共事業の品質の確保など、通常よりも多大な負担を伴う。

また、入札の趣旨に即し実行予算を積算して応札した業者は、応札額が最低制限価格等と同額程度にならない限り事実上落札できず、最低制限価格等と同額となったとしても、積算せずに単に公表された最低制限価格等そのまま応札した業者と同列に並んで抽選を行って落札者を決定することとなるため、入札の公正性や入札本来の意義が失われる恐れがあるばかりでなく、業者の適正な積算意欲を失わせ、契約実施能力の低下を招き、結果として公共事業の品質を損なう恐れがある。

そこで、大阪府では、電子入札案件において、平成21年12月より、一部の発注案件において事前公表ではなく、事後公表（予定価格及び低入札価格調査基準価格等は入札公告の時点で公表せず、入札結果が確定した時点で公表すること。以下同じ）の試行を実施し、順次、対象となる入札案件の範囲を拡大し、平成25年4月1日から全ての案件において事後公表とした。

4 設計図書の単価等の非公表について

事後公表の試行を実施したものの、先行して予定価格等を事後公表した案件であっても、相変わらず最低制限価格付近に応札額が集中する状況となっていた。

2で述べたとおり、一般に公表されている積算基準等のみであっても、ある程度予定価格の類推は可能であるが、この積算基準等に加えて、行政文書公開請求により積算基準に記載のない大阪府の見積単価等を入手することで、府の予定価格等をきわめて正確に推定することが可能となっており、これが原因と考えられた。

実際、設計単価に関する行政文書公開請求は、事前公表のみの時にはほとんどなかったものが、事後公表の試行開始後から増大していることからも裏付けられる。

もちろん、全ての業者が行政文書公開請求を行っているわけではないが、行政文書を入手した業者から、見積単価等の情報が積算用コンピュータソフトウェアに組み込

まれるなどの形で拡散し、実質的に事後公表の趣旨を損なう状況となっていることが推定できた。

加えて、大阪府の入札においては、不適格業者の排除、不正行為の防止の観点から入札参加者に対して、入札額の根拠となる工事費内訳書の提出を求めているが、金入り設計書を全部公開することにより、設計における単価が明らかになると、業者自ら積算せず、公開された単価に数量を乗じて工事費を算出することが可能となり、不適格業者や不正行為の判定ができなくなり、入札制度の運用にも支障をきたすこととなる。

事後公表の試行範囲について、平成23年11月21日以降からほぼすべての入札案件を対象に拡大することとしていたが、新たに事後公表となる工事案件が増加し、行政文書公開請求によりさらに、単価等の情報が拡散し、事後公表の趣旨が損なわれる状況が拡大することが予想された。このため、平成23年11月21日の予定価格等の事後公表の試行範囲の拡大に合わせて、1に述べた範囲の情報については公開しないこととしたものである。(表1参照)

(表1) 予定価格、最低制限価格等の事後公表の推移【電子入札案件】 (都市整備部)

| 時期 | 項目 | 対象案件 |
|---------|-----------|---|
| H22.11～ | 【予定価格】 | 土木一式工事(工事金額1億8千万円以上) |
| | 【最低制限価格等】 | 全工種、全案件 |
| H23.6～ | 【予定価格】 | 全工種、ただし、 土木一式工事(工事金額1億8千万円以上) 建築工事(工事金額3億5千万円以上) 電気工事(工事金額1億円以上) 管工事(工事金額1億円以上) |
| H23.11～ | 【予定価格】 | 全工種、ただし、 土木一式工事(工事金額2千万円以上) 建築工事(工事金額1億8千万円以上) 電気工事(工事金額5千万円以上) 管工事(工事金額5千万円以上) |
| H24.10～ | 【予定価格】 | 全工種、ただし、 土木一式工事(工事金額2千万円以上) 建築工事(工事金額5千万円以上) 電気工事(工事金額2千万円以上) 管工事(工事金額2千万円以上) |
| H25.4～ | 【予定価格】 | 全工種、全案件 |

5 本件の適法性について

(1) 条例第8条第1項第4号に該当することについて

ア 条例第8条第1項第4号について

条例第8条第1項第4号は、府の機関又は国等の機関が行う取締り、監督、立入検査、許可、認可、試験、契約、交渉、涉外、争訴、調査研究、人事管理、企業経営等の事務に関する情報であって、公にすることにより、当該若しくは同種の事務の達成ができなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼす恐れのあるものに該当する情報が記録されている行政文書を公開してはならないと規定している。

イ 上記アの要件について

本件行政文書（非公開部分）は、府の機関が行う入札の予定価格算出に用いる単価等の設計積算に関する情報であり、これを公開すると、府の機関が行う入札の予定価格等について、相当正確な水準で容易に把握することができるものである。

大阪府の入札では、現在、予定価格等を類推して応札することを防ぎ、適正な競争性や工事品質の確保、不良不適格業者の排除等を目的として、予定価格等の事後公表を実施しているが、これらの情報の公開は事後公表の趣旨と相反することとなり、これらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼす恐れがある。

また、予定価格等の事後公表を順次拡大し、積算情報等を非公表とした結果、くじ落札（同額での入札により、くじ引きにより落札者を決定した落札）の発生率は平成22年度において46.82%あったものが、平成23年度では24.95%、平成24年度では12.59%、平成25年度では11.92%、平成26年度においては5.52%と減少してきており、入札者が個別に積算を行った場合、発生頻度が低いはずの同額での入札が減少していることから、事後公表と積算情報等の非公開は一定の効果があることがわかる。（表2参照）

したがって、上記の情報は、上記アの要件に該当すると言える。

（表2）くじ落札の推移【建設工事・電子入札案件】 （都市整備部）

| | 発注件数 | くじ落札数 | 割合 |
|----------------|------|-------|--------|
| 平成22年度 | 991件 | 464件 | 46.82% |
| 平成23年度 | 914件 | 228件 | 24.95% |
| 平成24年度 | 882件 | 111件 | 12.59% |
| 平成25年度 | 956件 | 114件 | 11.92% |
| 平成26年度（12月末現在） | 689件 | 38件 | 5.52% |

6 審査請求人の主張について

審査請求人は、「公共事業工事費の積算は公正かつ適正な額が求められる。しかも本件工事に係る入札は終了し、工事に着手されており根拠はない。」との主張をしている。

しかしながら、積算に使われる単価や基準は本請求②の工事だけに使われているわけではなく、現在入札公告中の工事や、今後発注する工事に使われている可能性があり、審査請求人の主張は事実誤認である。また、前述のとおり、適正な競争環境の確保、不良不適格業者の排除を目的とし事後公表の試行範囲を拡大しているにもかかわらず、単価等の情報をすべて開示してしまうと、事後公表制度の趣旨を損なっていたことから、平成23年11月21日にほぼすべての入札案件で予定価格等が事後公表とするのに合わせ、公開範囲に制限を加え部分公開としたものであり、本件処分の理由は明白である。

第4 結論

以上のとおり、本件処分は、条例の規定に基づき適正に行われたものであり、適法かつ妥当なものである。

大阪府情報公開審査会
会長 北村和生殿

審査請求申立人 畑中 剛

反論書

2015年1月9日に大阪府知事松井一郎（以下「実施機関」という。）が提出した理由説明書（用地第2115号）に対し、以下のとおり反論する。

1. 理由説明書記載の主旨、理由には根拠がない。したがって、「実施機関の決定は妥当ではない」との答申をあらためて求める。

2. 反論書を提出する理由。

非公開部分の内容とその重要性について

以下の大阪府の既情報公開文書より

1. 安威川ダム土地の履歴等調査業務委託検討書 2005年7月、
2. 汚染土壤撤去工事費総括情報 2005年9月、
3. 用地買収にかかる土壤汚染の対応について 2005年11月、
4. 取得用地土地台帳 2006年3月、
5. 安威川ダム本体工事費 費目・工種・施工名称など金入り内訳書、
6. 安威川ダム土壤調査委託報告書（生保地区） 2012年度3月、
7. 土壤汚染対策法14条指定申請書と添付文書 2014年3月

により以下のことが明らかとなった。

①大阪府営安威川ダム事業用地は大阪府が取得するための手続きを行っているがその用地は国交省名義で登記されている。②問題の用地A敷地の位置はダム堤体予定地の一部に位置する。B敷地は堤体直下左岸斜面に位置する。A敷地（8筆公簿面積4647m²—ただし水路敷1筆224m²を含む。内、2筆2611m²は産廃処理業者（N産業）所有、5筆1812m²は個人所有）とB敷地（3筆公簿面積2452m²個人所有）に分かれている。（地図参照）A敷地は過去に野焼き場として使用されていた形跡があり、その後焼却炉を設置し解体物の焼却を行っていたと思われる。B敷地は同じく生コンの製造を行っていたと思われる。もともとB敷地で借地して生コン製造業（安威川生コン？）を行っていたものを、1989年頃から2002年頃まで、A・B敷地とも産業廃棄物処理業者（N産業）が操業していたものと思われる。

③大阪府は該当用地（12筆公簿面積6875m²）を2006年3月31日付け契約で用地取得している。取得にあたって大阪府は2005年度に「安威川ダム土地の履歴等調査業務委託検討」（以下、「05年調査」という）を行い、土壤汚染状況を把握し国と協議の上、汚染土壤盛土工事費551万円を積算し、用地買収価格から2000円/m²を控除し52500円/m²で取得したとしている。また2012年3月の「安威川ダム土壤調査委託（生保地区）」（以下、「12年度調査」という）6ページには「05年調査の後、現在当該地は表層1メートルの撤去を行い、撤去後の表層が基準値に適合していない区画はさらに50センチ撤去した後に良質土で50センチの覆土を実施した」との記述

がある。ただし該当用地には焼却炉等施設が存在していたため、7割は契約時に支払い、残り3割は施設を産廃処理業者（N産業）が撤去した時点で支払うとされ、2009年3月に撤去したため残金を支払ったと大阪府は説明している。また用地取得時（2006年）に事業者は操業を廃止（2002年）し、相当期間が経て施設設備や権利関係は財産価値が減失している状況にもかかわらず仮住居保障、借家人保障、動産移転料、仮施設補償、家賃減収補償、営業補償、移転雑費、その他の補償をしている。しかし一方、「12年度調査」の6ページには、「現地確認の結果、対象地には焼却炉があり、バッテリー、変圧器、さび止め塗料缶が見受けられた」との記述がある。2009年に施設設備はすべて撤去したので、残金を支払ったとの大阪府の説明と矛盾がある。現在当該地はブルーシートで覆っているが、現況には疑問が多い。④2014年3月に大阪府は土壤汚染対策法第14条に基づく地域指定の申請を茨木市に行い、6月に茨木市は指定を行った。これはダム本体工事着工に当たって、「区画形質の変更」が伴うため、法律に従って申請を行ったものと思われる。そのため「12年調査」の6ページには「09年調査」では深度3.5メートルの調査であったが、今回は4メートル以深の調査を行ったところ7区画で重金属類が基準値を超過していた」との記述がある。したがって相当深部まで、汚染物質の埋め立てを行っていたと思われる。同じく「12年度調査」22ページには「基準値超過土量14927立方メートル廃棄物混入土砂の処理又は撤去が必要」としている。大阪府は用地取得時に深部土壤汚染を予知しながらも用地取得を行った。今、大阪府はダム本体工事費約189.4億円の環境対策工約4.5億円の中で、汚染土壤の処理を行おうとしている。

条例第8条第1項第1号に該当することについて

「本件行政文書①には地上物件移転補償費等が特定される情報が記載されており、これらを公にすることにより、法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる」というが、当該地における、該当の当該事業者は2002年に事業と操業を終息しており、補償の対象となった施設や権利はすべて消滅しており、現時点に於いて公開する事により競争上の地位や正当な利益を害する事は認められずその主張には根拠はない。したがって、本件非公開部分に記載された情報は、非公開の理由とはならないことは明らかである。

条例第9条第1号に該当することについて

「本件行政文書①には地上物件移転補償費等が特定される情報が記載されており、これらは特定の個人が識別される個人のプライバシーに関する情報であって、一般に他人に知られたくないと思むことが正当であると認められる」というが、本条例の「前文」には、「府の保有する情報は公開を原則とし、個人のプライバシーに関する情報は最大限に保護しつつ、行政文書等の公開を求める権利等を明らかにし、・・・『知る権利』の保障と個人の尊厳の確保に資する」としている。また非公開部分の内容とその重要性および諸疑惑からして、「個人のプライバシーの保護」についての取扱いもケースバイケースと考えられる。したがって、本件非公開部分に記載された情報が、個人のプライバシー情報をもって、非公開の理由とはならないことは明らかである。

2015年2月1日

大阪府情報公開審査会
会長 北村和生殿

審査請求申立人 畑中 剛

反論書

2015年1月9日に大阪府知事松井一郎（以下「実施機関」という。）が提出した理由説明書（事技1743号）に対し、以下のとおり反論する。

1. 理由説明書記載の主旨、理由には根拠がない。したがって、「実施機関の決定は妥当ではない」との答申をあらためて求める。

2. 反論書を提出する理由。

非公開部分の内容とその重要性について

以下の大阪府の既情報公開文書より

1. 安威川ダム土地の履歴等調査業務委託検討書 2005年7月、
2. 汚染土壤撤去工事費総括情報 2005年9月、
3. 用地買収にかかる土壤汚染の対応について 2005年11月、
4. 取得用地土地台帳 2006年3月、
5. 安威川ダム本体工事費 費目・工種・施工名称など金入り内訳書、
6. 安威川ダム土壤調査委託報告書（生保地区） 2012年度3月、
7. 土壤汚染対策法14条指定申請書と添付文書 2014年3月

により以下のことが明らかとなった。

①大阪府営安威川ダム事業用地は大阪府が取得するための手続きを行っているがその用地は国交省名義で登記されている。②問題の用地A敷地の位置はダム堤体予定地の一部に位置する。B敷地は堤体直下左岸斜面に位置する。A敷地（8筆公簿面積4647m²—ただし水路敷1筆224m²を含む。内、2筆2611m²は産廃処理業者（N産業）所有、5筆1812m²は個人所有）とB敷地（3筆公簿面積2452m²個人所有）に分かれている。（地図参照）A敷地は過去に野焼き場として使用されていた形跡があり、その後焼却炉を設置し解体物の焼却を行っていたと思われる。B敷地は同じく生コンの製造を行っていたと思われる。もともとB敷地で借地して生コン製造業（安威川生コン？）を行っていたものを、1989年頃から2002年頃まで、A・B敷地とも産業廃棄物処理業者（N産業）が操業していたものと思われる。

③大阪府は該当用地（12筆公簿面積6875m²）を2006年3月31日付け契約で用地取得している。取得にあたって大阪府は2005年度に「安威川ダム土地の履歴等調査業務委託検討」（以下、「05年調査」という）を行い、土壤汚染状況を把握し国と協議の上、汚染土壤盛土工事費551万円を積算し、用地買収価格から2000円/m²を控除し52500円/m²で取得したとしている。また2012年3月の「安威川ダム土壤調査委託（生保地区）」（以下、「12年度調査」という）6ページには「05年調査の後、現在当該地は表層1メートルの撤去を行い、撤去後の表層が基準値に適合していない区画はさらに50センチ撤去した後に良質土で50センチの覆土を実施した」との記述

がある。ただし該当用地には焼却炉等施設が存在していたため、7割は契約時に支払い、残り3割は施設を産廃処理業者（N産業）が撤去した時点で支払うとされ、2009年3月に撤去したため残金を支払ったと大阪府は説明している。また用地取得時（2006年）に事業者は操業を廃止（2002年）し、相当期間が経て施設設備や権利関係は財産価値が減失している状況にもかかわらず仮住居保障、借家人保障、動産移転料、仮施設補償、家賃減収補償、営業補償、移転雑費、その他の補償をしている。しかし一方、「12年度調査」の6ページには、「現地確認の結果、対象地には焼却炉があり、バッテリー、変圧器、さび止め塗料缶が見受けられた」との記述がある。2009年に施設設備はすべて撤去したので、残金を支払ったとの大阪府の説明と矛盾がある。現在当該地はブルーシートで覆っているが、現況には疑問が多い。④2014年3月に大阪府は土壤汚染対策法第14条に基づく地域指定の申請を茨木市に行い、6月に茨木市は指定を行った。これはダム本体工事着工に当たって、「区画形質の変更」が伴うため、法律に従って申請を行ったものと思われる。そのため「12年調査」の6ページには「09年調査」では深度3.5メートルの調査であったが、今回は4メートル以深の調査を行ったところ7区画で重金属類が基準値を超過していた」との記述がある。したがって相当深部まで、汚染物質の埋め立てを行っていたと思われる。同じく「12年度調査」22ページには「基準値超過土量14927立方メートル廃棄物混入土砂の処理又は撤去が必要」としている。大阪府は用地取得時に深部土壤汚染を予知しながらも用地取得を行った。今、大阪府はダム本体工事費約189.4億円の環境対策工約4.5億円の中で、汚染土壤の処理を行おうとしている。

条例第8条第1項第4号に該当することについて

「本件行政文書（非公開部分）には、積算における条件等が記載されており、これらは府の機関が行う入札、契約の事務に関する情報であって、公にすることにより、当該もしくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる」というが、本情報公開請求の趣旨と目的は、大阪府が行う安威川ダム本体工事費約189.4億円の内の環境対策工約4.5億円の中で、大阪府が上記汚染土壤の処理を行う事の不当性と経費の実態を明確にするよう求めるためのものである。大阪府は「本件行政文書非公開部分は、事後公表と積算情報等の非公開措置の一貫であり、公正な競争入札確保に効果を発揮している」としている。しかしながら本条例の前文では、「情報の公開は府民の府政への信頼を確保し、生活の向上をめざす基礎的な条件であり、民主主義の活性化に不可欠なものである。府の保有する情報は本来府民のものであり、これを共有することにより、府民の生活と人権を守り、豊かな地域社会の形成に役立てるべきものであって、府はその諸活動を府民に説明する責務が全うすることが求められている」としている。仮に「事後公表と積算情報等の非公開措置の一貫であり、公正な競争入札確保に効果を発揮している」としても、本条例前文の理念を損なう措置を優先することは許されない。しかも積算情報等は経済情勢の変動により絶えず変化するものである。したがって本件非公開部分に記載された情報は、非公開の理由とはならないことは明らかである。

口頭意見陳述申出書

2015 年 2 月 1 日

1. 平成 26 年 11 月 18 日付けで審査請求（対象：大阪府安威川ダム建設事務所長による平成 26 年 10 月 14 日付け第 1022 号による部分公開決定）をした事案について、貴審査会での口頭による意見陳述を

(1). 希望します

(2). 希望しません

(いずれかに○をしてください。)

大阪府情報公開審査会

会長 北村 和生 様

審査請求人 氏名

畠中 周り



※ 補佐人を必要とされる場合は、下記にも記入して下さい。

| 補佐人の住所、氏名 | 補佐人を必要とされる理由 |
|---------------------------|-------------------------------|
| 大阪府茨木市中庄後2丁目3-33 畠中 周り | 事の至るところを説明するため とより明確にするため。 |

※ 代理人による意見陳述を希望される場合は、委任状（審査請求が署名押印されたもの）を添付してください。

2. 大阪府情報公開審査会への出席の可否については、次のとおりです。

- (1). 平成 27 年 3 月 16 日（月）午後（3 時～）の審査会への出席 ア. 可 イ. 否
- (2). 平成 27 年 4 月の審査会への出席 ア. 可 イ. 否

※ 4 月をご希望の場合は、日程が決まりしだい連絡します。

(いずれかに○をしてください。)